

## 専修大学情報科学研究所規程

### (目 的)

第 1 条 専修大学情報科学研究所（以下「研究所」という。）は、情報科学の研究及び教育並びに学内でのコンピュータ利用の促進及び普及に資することを目的とする。

### (事 業)

第 2 条 研究所は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 研究及び調査の成果の刊行
- (3) 研究資料の募集及び保管
- (4) 研究会、講演会、講習会等の開催
- (5) 研究及び調査の受託又は指導
- (6) コンピュータ利用研究者の交流及び情報交換の促進
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (所員・準所員・研究員)

第 3 条 研究所の事業を実施するために所員、準所員及び研究員を置く。

2. 本学の専任教員であって情報科学の研究またはコンピュータを利用する研究に従事する者は所定の手続きを経て研究所の所員となることができる。
3. 兼任講師及び学外研究者で本研究所への所属を希望する場合は、運営委員会の審議を経て、所長が承認することにより準所員となることができる。
4. 本学大学院研究科修士課程に 1 年以上在籍する院生及び博士後期課程に在籍する院生で本研究所への所属を希望する場合は、運営委員会の議を経て、所長が承認することにより研究員となることができる。

### (所 長)

第 4 条 研究所に所長を置く

2. 所長は研究所を代表し、所務を統括する。
3. 所長は研究所総会の推薦に基づき学長が任命する。
4. 所長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 所長が任期中に辞任したとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (研究所総会)

第 5 条 研究所総会は所長及び所員をもって構成する。委任状を含めて構成員の 2 分の 1 を超える数の出席によって成立し、次の事項を協議する。

- (1) 研究所の予算、事業計画及び研究所の運営に関する重要事項
- (2) 研究、調査等に関する事項
- (3) 研究及び調査等の受託に関する事項
- (4) 所長から付議された事項
- (5) その他第 2 条にかかわる事項

2. 研究所総会の議事についてはこれを記録する

第 6 条 研究所総会は、所長が毎年 5 月及び 11 月にこれを招集する。

2. 所長が必要であると認めるとき前項の規定にかかわらず、臨時に研究所総会を招集することができる。
3. 所長は、所員の 4 分の 1 以上の要求があるとき、前項の規程にかかわらず、すみやかにこれを招集しなければならない。

第 7 条 研究所総会の議決は、出席した所員数の過半数の賛成を必要とする。

### (運営委員会)

第 8 条 研究所の事業運営に資するため、研究所に運営委員会を置く。

2. 運営委員会は次に掲げる事業を行う。
  - (1) 予算案及び決算報告書の作成

(2) 事業計画及びその運営にかかわる企画

(3) その他研究所の運営に必要な事項

3. 運営委員会は運営委員若干名をもって構成する。
4. 運営委員は研究所総会の議を経て、所員のうちから所長が委嘱する。
5. 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 運営委員が任期中に辞任したとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 研究所の事務を処理するために事務局を置く

2. 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
3. 事務局長は所長が委嘱する。
4. 事務局員は専任教員である所員より運営委員会の議を経て所長が委嘱する。

(事務職員)

第10条 研究所に事務職員を若干名置くことができる。

(経理)

第11条 研究所の経費は大学経常費及び研究所への指定寄付金ならびにその他の収入をもって支弁する。

第12条 この規程の改廃は研究所総会の発議に基づき学長が行う。

付 則

1. この規程は平成10年6月12日から施行する。
2. この規程の施行と同時に、昭和60年4月1日制定の「専修大学情報科学センター情報科学研究所運営細則」は、廃止する。
3. この規程施行当初の所長は、現情報科学研究所長がこれに当たるものとし、その任期は第4条第4項の規程にかかわらず、平成11年3月31日までとする。